

## 九Qの会 規約

一般社団法人再開発コーディネーター協会（以下「協会」という。）Qの会取扱要領（以下「要領」という。）に基づく九州地域におけるQの会の規約を次のとおり定める。

### 第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、「九Qの会」と称する。

（目的）

第2条 本会は、協会の地方活動組織として九州地域における協会会員その他街づくり関係者の交流・連携、情報共有、技術向上を図り、もって再開発コーディネーター業務の健全な発展と市街地再開発事業を中心とする地域の街づくりの円滑な促進に資すること目的とする。

（事業）

第3条 この本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 協会が九州地域において実施する事業の支援
- 二 街づくり活動に関する情報発信
- 三 街づくり活動に関する情報交換会の開催
- 四 会員の技術向上に関する調査研究並びに講習、講演等の開催
- 五 街づくり活動に関する関係官庁の施策等に対する協力、関係官庁等に対する要望、政策提言及び意見の調整
- 六 街づくりに関する知識の普及、啓蒙及び宣伝
- 七 街づくりに関する資料収集及び情報交換
- 八 その他本会の目的を達成するために必要な業務

### 第2章 会員

（会員の資格）

第4条 本会の会員は、次に掲げる者のうち九州地域に住所を有する者又は九州地域の事務所若しくは事業所に勤務する者で、本会の目的に賛同して入会した者とする。

- 一 協会会員（法人会員の場合は、当該法人に所属する者）
- 二 会員以外の再開発プランナー資格者
- 三 再開発プランナー資格の取得を目指す者のうち本会への参加を希望する者
- 四 その他幹事会が認めた者

(会費)

第5条 本会の会費は無料する。ただし、代表幹事は、本会の事業を行なうために特に必要と認めるときは、幹事会の議決を経て、会員のうち相当と認める者に対し、本会の活動に必要な経費についての負担金を求めることができる。

(資格の喪失)

第6条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- 一 退会したとき
- 二 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である法人が協会を退会、消滅したとき

### 第3章 役員

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- 一 代表幹事 1名
- 二 副代表幹事 1名
- 三 幹事（代表幹事、副代表幹事を含む。以下同じ。） 2名以上5名以内

2 代表幹事及び副代表幹事は、幹事の互選により選任する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 任期の満了又は辞任によって退任する役員は、後任の役員が就任するまでの間引き続きその職務を行う。

4 役員が会員でなくなった場合には、その役員はその地位を失う。

(役員誠実義務等)

第9条 役員は、会員のため、誠実にその職務を遂行するものとする。

2 役員は、無報酬とする。ただし、幹事会の承認を得て、役員としての活動に応ずる必要経費の支払を受けることができる。

(代表幹事)

第10条 代表幹事は、本会を代表し、その業務を統括するほか、規約又は幹事会の決議により、代表幹事の職務として定められた事項を遂行する。

2 代表幹事は、幹事会において、前会計年度における本会の業務の執行に関する報告をしなければならない。

3 代表幹事は、他の幹事に、その職務の一部を委任することができる。

(副代表幹事)

第11条 副代表幹事は、代表幹事を補佐し、代表幹事に事故があるとき又は代表幹事が欠けたときは、その職務を代行する。

(幹事)

第12条 幹事は、幹事会を構成し、幹事会の定めるところに従い、本会の業務を担当する。

#### 第4章 会議

(会議)

第13条 会議は、幹事会とする。

(幹事会)

第14条 幹事会は、幹事をもって構成する。

2 幹事会は、代表幹事が必要と認めたときはこれを開催する。

3 幹事会は、会務の執行に関する事項を協議決定する。

#### 第5章 会計

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(収入)

第16条 本会の収入は、協会からの助成金、会員の負担金、事業に伴う収入及びその他収入によりなる。

2 本会の収入は、代表幹事が管理する。

(経費)

第17条 本会の経費は、収入をもってあてる。

(事業計画及び収支予算)

第18条 本会の事業計画書及び収支予算書は、代表幹事が作成する。

## 第6章 事務局

(事務局)

第19条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、会員の所属する法人のうちから幹事会で決定する。

3 事務局は、原則として2年ごとに交代するものとする。ただし、事務局である法人が継続を承認したときはこの限りでない。

## 附則

第1条 この規約は、平成23年4月1日から効力を発する。